神田日勝記念美術館ホームページ リニューアル事業公募型プロポーザル

要領

鹿 追 町 役 場 令和4年8月1日

1 はじめに

神田日勝記念美術館は平成5年(1993年)に鹿追町立神田日勝記念館として 開館(2006年に現在の館名に改称)した美術館である。令和5年は開館30周年 の節目にあたる。

この募集要領は、神田日勝記念美術館の魅力を広く効果的に伝えるため制作 する神田日勝記念美術館ホームページリニューアル事業(以下、「本事業」とい う)を外部委託することし、デザイン等の企画制作を募るプロポーザルについて の要領である。

なお、このプロポーザルにより決定した業者と業務委託契約を締結後、ホームページ制作に関する条件(内容、価格)が整った場合には、令和5年度当該事業者と別途ホームページ保守管理委託契約を締結する予定である。

2 事業実施に関する事項

(1) 事業の目的

神田日勝記念美術館では、平成 19 年 (2007 年) に制作したホームページで情報発信を行っている。しかし、当時よりも発信するべき情報が増え、インターネットの利用形態の変化からも情報発信強化の重要性は高まっている。特にスマートフォンからのアクセスへの対応やセキュリティ強化が早急に対処すべき課題である。

上記のことから、効率的に情報発信を行う環境整備、多言語化対応、利用者の 利便性向上を高めながら、「神田日勝の画業」について誰もが理解でき、実際に 美術館を訪れてみたいと思わせるホームページ制作を目的とする。

(2) 事業スケジュール

事業のスケジュールは次のとおりとする。

No.	項目	期間
1	優先交渉者の選定の公表	令和4年10月21日(予定)
2	ホームページ制作事業契約の締結	令和 4 年 10 月 24 日 (予定)
3	企画制作等業務委託期間	契約締結日から令和5年3月31
		日
4	令和 5 年度ホームページ保守管理	令和5年4月上旬(予定)
	委託契約の締結	

3 業務実施に関する事項

(1)業務の名称

神田日勝記念美術館ホームペ―ジリニューアル事業(以下、「本事業」という)

(2)業務の目的

本事業の目的を達成するためのデザイン等の企画制作を行うことを本業務の目的とする。

(3)業務の内容

神田日勝記念美術館のホームページ企画制作

(4)履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日(金)

(5)履行場所

北海道河東郡鹿追町内

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式により選定された優先交渉権者との随意契約。

(7) 提案上限

委託業務の費用合計は、下記の金額を上回らないものとする。

1,800 千円 (消費税額及び地方消費税額を含む)

※初年度の運用費・保守を含む。ただし、上記金額は契約時の予定価格を示すものではない。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できるのは、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 北海道内に本社(本店)もしくは支社(支店)、営業所等を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当しない者であること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (4) 民事更生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5)この公告の日から入札の日までの間に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 直近1年間の法人税、法人住民税、地方法人税、消費税の滞納がない者であること。
- (7)役員等(個人の場合は当該個人をいい、法人の場合は当該法人の役員又は その本社(本店)、支社(支店)もしくは営業所等の代表者をいう)が暴力団に よる不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定す る暴力団員に該当する者でないこと。
- (8) 地方公共団体や公益財団法人等のホームページ制作の実績を有すること。
- (9) 鹿追町役場および鹿追町教育委員会で発注実績を有すること。

5 参加に係る必要書類の提出

「4 参加資格要件」を満たし本手続きに参加する場合は、次の必要書類を期限までに提出すること。

(1)提出書類

(-) 3/211/3/			
名称	様式及び添付書類等		
①参加申込書	第1号様式(その1、その2)		
	・代表者印を押印のこと。		
	・履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の原本を添		
	付すること。		
	・直近1年間の法人税、法人住民税、地方法人税、消		
	費税に未納がないことの証明書(発効後3か月以内)		
	の原本を添付すること。		
②実績書	第2号様式		
	・ホームページ制作業務(構成、コンテンツ、セキュ		
	リティ対策など)受託実績、鹿追町役場および鹿追町		
	教育委員会業務受託実績(合わせて5件以内)		
③実施体制調書	第3号様式		
	・契約締結後における本事業の実施体制(担当者等の		
	氏名、経験および担当する業務)について記述するこ		
	と。		

(2) 提出部数

正本1部。

(3)提出方法

下記へ持参又は郵送にて提出すること。

〒081-0292 北海道河東郡鹿追町東町3丁目2番地 神田日勝記念美術館 なお、持参の場合は休館日(月曜日、8/12)を除く午前10時00分~午後5時00分まで。郵送の場合は、電話にて書類到着の確認をすること。

(4) 提出期限

令和4年8月26日(金)午後5時00分まで(郵送の場合は必着)。

6 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1)提出方法

質問書(第5号様式)により電子メールで提出。なお、必ず電話で着信確認を すること。

電子メールアドレス office@kandanissho.com

(2)受付期間

公募開始日から令和4年8月12日(金)午後5時00分まで

(3)回答方法

令和4年8月19日(金)までに鹿追町役場ホームページに掲載する。なお、 質問のあった事業者名については非公表。

鹿追町役場ホームページ URL https://www.town.shikaoi.lg.jp/

(4) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

7 企画提案書の提出

企画提案書の提出は次の通りとする。

(1)提出書類

名称	様式及び
①企画提案書	任意様式
	・用紙は A4 判、縦長横書き、文字サイズ 11 ポイント以上
	とすること。
	・表紙を除いて 20 ページ以内で両面印刷とする。
	・ 提案書記載項目等一覧(別紙 1)」の注意事項を確認し
	て、項目別に記載することとし、提案趣旨やアピールした
	いポイントなどを簡潔に分かりやすく記述すること。
	・ホームページのトップページと、神田日勝記念美術館の
	概要のイメージデザインラフを A3 で用意すること。その際
	に使用する写真はダミー可とする。
②工程表	任意様式
	・A3 または A4 判 1 枚に全体スケジュール及び本町と事業
	者の役割分担等を明記すること。
③提案価格書	第 4 号様式
	・提案価格は税抜きで表示し、積算根拠が分かる資料を添
	付すること(令和4年度)。
④見積書	任意様式
	・令和 4 年度ホームページ制作の見積もりを税抜きで表示
	し、令和5年度4月より締結予定のホームページ保守管理
	の見積もりを税抜きで表示し、積算根拠が分かる資料を添
	付すること。
	14 / 2 - 20

(2)提出部数

正本1部、副本10部(③と④は正本1部)

(3)提出方法

下記へ持参又は郵送にて提出すること。

〒081-0292 北海道河東郡鹿追町東町3丁目2番地 神田日勝記念美術館 なお、持参の場合は休館日(月曜日、8/12)を除く午前10時00分~午後5時00分まで。郵送の場合は、電話にて書類到着の確認をすること。

(4)提出期限

令和4年9月16日(金)午後5時00分まで(郵送の場合は必着)。

8 選考方法

(1)優先交渉権者の選考

本業務の優先交渉権者の選考にあたっては、「提案書記載項目等一覧(別紙1)」に基づき提案された内容について「神田日勝記念美術館ホームページリニューアル事業選考委員会」(以下、「委員会」という)において審査し、各選考委員の技術点・価格点等を合計した総合得点で、最も高い物を優先交渉権者として選考する。合計得点が同点である場合は、選考委員の多数決により得票が多い者を最優先交渉権者とする。

また、次点については次点交渉権者として併せて選考する。

(2)審査

審査は非公開とし、書類とプレゼンテーションによる審査を実施する。なお、 プレゼンテーション審査は次のとおり実施する。

①日時・会場

令和4年10月17日(月)(詳細は別途通知します。)

- ②出席者
 - 3名以内
- ③実施方法
- ・プレゼンテーション及びヒアリング(概ね 20 分以内)

プロジェクター及びスクリーンは、本町で準備する。パソコン等の機器は持参すること(インターネットへの接続が必要な場合は事業者にてインターネット環境を用意すること)。プレゼンテーションは、提出した企画提案書及び企画内容がビジュアルで確認できるサンプルデータ等の資料を用い表記順に行うこと。

- ・質疑応答(概ね10分程度)
- 4) その他
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提 案や追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションの内容は、町で録音できることとし本業務のみで使用するものとする。

(3) 審査結果

審査を受けた各業者に対し、プレゼンテーション 3 日以内に文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果(優先交渉権者及び次点交渉権者についてはその名称まで)を本町のホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(4)優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、本町と仕様並びに価格等協議の上、決定を受けることにより 受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権 者と協議を行うこととなる。

また、参加申込者が 1 者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その業者を交渉権者として選考し上記協議行うものとする。

なお、協議における議事録は交渉権者において作成することとし、これに伴う 費用は交渉権者の負担とする。

9 業務委託契約に関する事項

(1)本町は、審査により選定した採用者を本業務委託契約に係る随意契約の相 手先として採用するとともに、業務の詳細内容の協議を行うものとする。

ただし、次のいずれかに該当し、採用者と業務委託契約を締結できない場合に は、次点者を随意契約の相手先とする。

ア 採用者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者に該当することとなったとき。

イ 採用者が、本町から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。 ウ その他の理由により採用者と業務委託契約の締結が不可能となったとき。

(2)委託契約金額

委託契約金額は、本業務に係る予算の範囲内とする。

(3)2年目以降の契約について

本事業は、制作事業終了後に保守管理委託事業に関する条件(内容、価格)が整った場合には、令和 5 年度に当該受託事業者と別途ホームページ保守管理委託契約を締結する。

(4)業務委託契約の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、採用者が提出した企画提案書等に記載された内容を尊重し当町と協議のうえ定める。

(5)無効による契約の解除

本業務委託の契約後に企画提案書等が本要領14の(5)に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

10 支払方法

成果品の検定を経て、委託料を受託業者に支払うものとする。

11 参加業者の失格

参加者が次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1)「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されない場合。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (4)審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反す る行為があり、委員会が失格と認めた場合。
- (5)委員会の委員または担当職員に対して、直接または間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合。
 - (6) 参加業者が契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
 - (7) プレゼンテーションに正当な理由なしに参加しなかった場合。

12 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと本町が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる一切の経費は本町に請求できない。

13 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加に係る必要書類の提出期限までに参加辞退届(第6号様式)を提出すること。

14 その他

(1) スケジュール

項目	期間
①プロポーザル公募開始	令和4年8月1日(月)
②質問受付期間	公募開始~令和4年8月12日(金)
③質問と回答の公表	令和4年8月19日(金)
④参加申込期限	令和4年8月26日(金)
参加にかかる必要書類の提出期限	
⑤参加資格審査結果の通知	令和4年9月2日(金)
⑥企画提案書の提出期限	令和4年9月16日(金)
⑦プレゼンテーション審査	令和4年10月17日(月)
⑧審査結果の通知	令和4年10月21日(金)
⑨令和4年度契約の締結	令和4年10月24日(月)
⑩令和4年度ホームページ制作業務委	契約締結日~令和5年3月31日(金)
託期間	
①令和5年度ホームページ保守管理委	令和5年4月1日(土)~令和6年3
託期間	月31日(日)

(2) 本プロポーザルに係る費用負担

企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(3) 書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不達及 び遅配を原因とする提出者の不利益が生じた場合、当町はこの責を負わない。

イ 提出された企画提案書等は、提出期限までは自由に変更できるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。

ウ 提出期限を過ぎた後は、企画提案書等の訂正及び改変はできないものとする。

エ 理由を問わず、企画提案書等の提出期限の延長は行わない。

(4)使用言語及び通貨について

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(5)無効となる企画提案書等

提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

- ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領の定めに適合しないもの。
- イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(6)措置事項

参加申込書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載したときには、 その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行う場合がある。

(7)提出書類等の取扱い無効となる企画提案書等

- ア 提出書類の返却はしない。
- イ 提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理の範囲内において、提出書類の複製、記録等を行う。
- ウ 採用者が提出した企画提案書については、本プロポーザルにおける審査、評価及び選定結果についての説明責任を果たす趣旨から、その内容を必要に応じて公開できるものとする。
- エ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべての参加事業者が負うものとする。

15 連絡先

神田日勝記念美術館(鹿追町教育委員会社会教育課神田日勝記念美術館係) 〒081-0292 北海道河東郡鹿追町東町3丁目2番地 神田日勝記念美術館 TEL 0156-66-1555 FAX 0156-67-7855 電子メールアドレス office@kandanissho.com